

令和元年 1 2 月議会 保健福祉委員会資料

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 条例議案 | P 1 |
| 2 | 指定管理者の指定について | P 5 |

子ども家庭局

【議案第184号】

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の 基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

(1) 園舎の耐火基準に係る改正（第8条及び第15条関係）

幼保連携型認定こども園の用に供する建築物の耐火性能については、建築基準法の規制に加え、国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（以下「運営基準」という）に従い定めている北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）により規制している。

このたび、建築基準法の改正により、耐火建築物であることが求められる特殊建築物（児童福祉施設等）から3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物が除かれた。

しかしながら、幼保連携型認定こども園については、現行の規制を維持するため、国において、運営基準の改正が行われ、「保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること」とされたことから、本市においても、同様の内容を規定するため、条例の一部を改正するもの。

(2) 副園長又は教頭の資格要件に係る改正（付則第4条関係）

幼保連携型認定こども園の職員の資格要件については、国の運営基準に従って定めた条例で規定しており、園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員数に算入することができる副園長又は教頭については、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている。

ただし、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた人材の確保が難しいため、どちらか一方を受けていればよいという5年間の経過措置（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）を定めている。

今年度末で経過措置の期限を迎えるが、依然として人材確保が難しいため、国において運営基準の改正が行われ、さらに5年間（令和7年3月31日まで）、経過措置を延長することとなったことから、本市においても、同様の内容を規定するため、条例の一部を改正するもの。

(3) 暴力団等排除規定の引用条項の変更（第4条関係）

福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）の一部改正に伴い、条例において引用する福岡県暴力団排除条例の条項について、規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 条例第8条に定める幼保連携型認定こども園の設備の基準に、保育室等を3階以上に設ける建物は耐火建築物であることを定めるとともに、第15条に定める読み替え規定の整備を行う。
- (2) 付則に定める副園長又は教頭に必要な資格に関する経過措置を、「5年間」から「10年間」に延長する。
- (3) 条例が引用している福岡県暴力団排除条例の改正（平成28年3月施行）に伴う条項ずれを改める規定の整備を行う。

3 施行期日

- 2 (1) 及び (3) 公布の日
- 2 (2) 令和2年4月1日

【議案第185号】

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

保育所の用に供する建築物に求められる耐火性能については、建築基準法による規制に加え、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）を参酌して定めている北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）により規制している。

このたび、建築基準法の改正により、耐火建築物であることが求められる特殊建築物（児童福祉施設等）から、3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物が除かれた。

しかしながら、保育所については、現行の規制を維持するため、国において運営基準の改正が行われ、「保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること」とされたことから、本市においても、同様の内容を規定するため、条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

条例第46条に定める保育所の設備の基準に、保育室等を3階以上に設ける建物は耐火建築物であることを定める。

3 施行期日

公布の日

【議案第203号～第205号】

指定管理者の指定について（北九州市立小倉母子寮等）

指定管理者の指定議案一覧(3議案/3施設)

議案番号	施設名	指定管理者	指定期間		担当課	頁
第203号	北九州市立小倉母子寮	社会福祉法人孝徳会	5年	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	子育て 支援課	P7～
第204号	北九州市立八幡母子寮	社会福祉法人八幡民生 事業協会	5年	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日		P19～
第205号	北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン& アドベンチャー 共同企業体	5年	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	青少年課	P31～

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立小倉母子寮

施設内容：①施設概要

敷地面積（1,584.41 m²）、延床面積（1,796.04 m²）

母子室30室、緊急一時保護室2室、学習室、集会室、保育室、相談室、静養室、事務室、宿直室等、駐車場

②事業内容

入所者の自立支援に関する業務（生活指導、就労指導、相談援助、健全育成）、退所者の相談援助、緊急一時保護事業、施設の管理に関する業務（庶務事務、維持管理業務）、その他の業務（事業計画等）

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人孝徳会

所在地：北九州市若松区大字安屋3310番地3

主な業務内容：特別養護老人ホーム、障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業の経営

2 指定の経緯

令和元年	8月13日～8月21日	募集要項配布
令和元年	8月21日	説明会の開催
令和元年	9月2日～9月17日	申請書及び事業計画書の受付
令和元年	10月1日	指定管理者検討会（ヒアリング）
令和元年	10月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

社会福祉法人等の団体で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人孝徳会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・〔学識経験者〕 文屋 典子（西南女学院大学講師）
- ・〔有識者・婦人代表〕 平位 和子（北九州市母子寡婦福祉会顧問）
- ・〔有識者・市民代表〕 松尾 まゆみ（北九州市民生委員児童委員協議会
主任児童委員部会長）
- ・〔会計・経営分野〕 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所
公認会計士・税理士）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。 ② 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ③ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
社会福祉法人 孝徳会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	3	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	2	3	3	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	3	4	3	3	3	15
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	3	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	10	3	4	3	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	4	3	3	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	15	3	3	3	3	3	9
	(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	15	3	3	3	3	3	9
合 計	100	63	73	60	60	—	64	
地元団体に対する優遇措置（5点）							69	

(2) 検討会における主な意見

- ・母子寮は特別な配慮が必要な方が入所する施設である。現在母子寮に勤務している職員で、今後も母子寮で働きたいという方がいれば、ぜひ雇用を継続してもらいたい。
- ・母子寮は通常の施設とは違うという点をしっかり意識してもらいたい。
- ・母子寮の物理的な安全面及び個人情報の管理について危機管理の意識をもってもらいたい。

(3) 検討会における検討結果

今回、指定管理者が変更となり、応募団体は母子寮の管理・運営は初めてとなるが、長年、高齢サービス施設を運営してきた実績や理念、安定した財政基盤、福祉分野における経験豊かな人材を有しており、今後は母子家庭の福祉向上という新たな視点を踏まえ、現在母子寮に勤務している職員の強みを活かしながら、母子寮の更なる安全・安心な管理・運営を期待したい。

以上のことから、応募団体について検討会で審査した結果、適性と効率性の2つの審査項目については評価レベル4と3、有効性と適正性の2つの審査項目については評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一定の能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人孝徳会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年、特別養護老人ホーム等の施設を管理・運営してきた実績を有し、また、近年は企業主導型保育園事業、法人施設内への保育園設置等、児童の福祉向上にかかる取組みに積極的である。
- ・市内7拠点、約570人のスタッフを抱える社会福祉法人であり、母子寮入所者の希望によっては、退所後、法人内の施設での就労につなげる準備があり、入所者の自立に向けたサポートが期待できる。
- ・平成15年度より、養護老人ホームを業務受託、平成18年度からは指定管理業務として受けており、長年の施設管理・運営の実績を有しており、入所者のケア、施設の安全管理、個人情報取り扱いなど、入所者が安全、安心して生活できるよう、スタッフへの教育、関係規定やマニュアル等の整備が適切に実施されている。
- ・今後、母子寮の指定管理を受けるにあたり、現在の母子寮スタッフを継続雇用し、これまで母子寮を長年にわたって管理・運営してきた知識や経験が円滑に引き継がれ、活用されることで、入所者との人間関係の継続性、安心感等が期待できる。
- ・平成30年度は、法人全体で約21億6,000万円の繰越金があるなど、経営基盤が安定している。

8 提案額

- | | |
|--------|----------|
| ・令和2年度 | 55,549千円 |
| ・令和3年度 | 55,923千円 |
| ・令和4年度 | 56,271千円 |
| ・令和5年度 | 56,623千円 |
| ・令和6年度 | 56,976千円 |

提 案 概 要

(北九州市立小倉母子寮 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 孝徳会

1 指定管理者としての適性について

<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>法人の理念「地域の核となるべく施設を目指し、職員一人ひとりが自らの役割を果し、施設イメージの高揚に努め、社会的責任をはたす」と謳ってあるとおり、地域でのその時々ニーズに取り組んでまいりました。運営方針には「1. 職員の繁栄 2. 利用者の幸福 3. 法人の繁栄 4. 社会へ還元」と掲げており、職員が経済的にも精神的にも幸福でなければ、利用者の幸福の実現や社会への恩返しはできないと考えています。母子寮の運営は法人として初めての経験ではありますが、現在まで培ってきた新たなニーズへのチャレンジ精神と専門性の高い福祉施設運営のノウハウを活かしてまいります。</p>
<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>現在、7つの拠点において565人のスタッフが働いています。ひびき荘内に法人全体を総括する法人本部を置き、経理・人事・給与・キャリアアップ・福利厚生などを担っています。</p> <p>社会福祉士や介護福祉士を中心に医師・看護師や理学療法士・作業療法士、ケアマネジャーなどの専門職が質の高いサービスを提供しています。</p> <p>当法人は、下記のとおり高齢者支援事業を主体として、障害者支援事業及び保育事業まで32事業を運営しています。経営の安定性については、いずれも健全運営で財政基盤について問題はありません。</p>
<p>(3) 実績や経験など</p> <p>社会福祉法人孝徳会は、昭和61年7月に法人認可を受け、昭和62年4月に「特別養護老人ホームひびき荘」を若松区に開設いたしました。それからの32年の間に、施設サービスだけでなく在宅サービスに障害者や子育て支援（保育所）など、北九州市を中心に7か所の拠点で32種類のサービスを幅広く提供し、「地域共生社会」の実現に向け、福祉事業の推進を図っています。</p> <p>また、指定管理業務については、養護老人ホームでの実績もあります。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
<p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>今回示された「指定管理業務仕様書」に準じた事業計画を策定し、質の高い管理・運営を行っていきます。ご利用者の様々なニーズに対応できる対人援助スキルだけでなく、法的な知識を身につけるために、OJTはもとより外部研修にも積極的に参加させるための研修計画を作成し職員のキャリアアップにも繋げていきます。</p>

(2) 利用者の満足度
<p>現在でも法人内の各施設では、満足度調査やアンケートなど意見が言いやすい取組みを実施しています。母子寮においても、現在までの取組みを参考にしながら、運営に関する意見や要望を言える仕組みを作っていきます。</p> <p>また、希望があれば法人内の施設（特にサポートセンター門司ややはず荘）での就労につなげることもできます。行事においても法人内の施設職員との連携や、日常的な活動として高齢者とのふれあいなどの体験もできます。</p>

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料
<p>指定管理料収入や被虐待児受入れ加算など予算に応じた適正な運営を行います。</p> <p>支出に関しては特に、母子のための事業費をしっかりと確保していけるような管理を行います。</p>
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
<p>母子生活支援施設の設置目的を十分に理解し、最大効果が得られるように指定管理料等の収入を鑑み効率的な運営を行います。点検業務などの再委託も含め適切な運営に努めます。</p>

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
<p>施設長をトップとした責任体制を明確にし、必要な資格や相談業務等の十分な経験を積んだ職員を配置します。また、法人本部との連携によりチェック体制や協力ができる体制を作ります。</p> <p>母子生活支援施設には複雑な問題を抱える母子も多いため、相談支援のスキルアップについても主任母子支援員を中心に、職員のレベルに合わせた研修を行っていきます。</p> <p>自立支援に向けた取組みについても、積極的な情報発信やその方に応じた支援ができるよう、関係機関や法人内施設との情報共有・収集に努めます。</p>
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
<p>個人情報については、法人の個人情報保護規定に則って保護していき、施設内研修も定期的実施し、厳重に管理してまいります。</p> <p>命を預かる母子生活支援施設の指定管理者として安全対策や危機管理についても、法や事故防止マニュアルに則り適正に行います。日頃からの機器点検や避難訓練などリスク管理を行います。</p>

提案額（千円）

令和2年度	55,574千円
令和3年度	55,948千円
令和4年度	56,296千円
令和5年度	56,648千円
令和6年度	57,001千円

北九州市立小倉母子寮 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和元年10月1日(火) 13:00~15:00
- 2 場 所 北九州市役所本庁舎 112会議室
- 3 出席者 (検討会構成員) 文屋典子構成員、平位和子構成員、
松尾まゆみ構成員、松木摩耶子構成員
(事務局) 子ども家庭局子育て支援課長、家庭支援係長、
子育て支援課担当職員

4 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
- 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
- 構成員の互選により、座長を選出
- 応募団体からの提案概要に対してヒアリングを実施

(構成員) 現在小倉母子寮で勤務している人を雇用することについては確約しているのか。

(応募団体) 当法人に勤めていただく内々の打診はもらっている。

(構成員) 母子寮は特別な配慮が必要な方が入所する施設である。現在母子寮に勤務している職員で、今後も母子寮で働きたいという方がいればぜひ雇用を継続してもらいたい。

(応募団体) 母子寮での勤務にやりがいを感じている人も多く、その経験値は大変重要で心強い。そのような方々から雇用の継続希望をいただいている。

また、当法人にも保育士資格を有している者もおり、加えて介護福祉士の資格を有している職員が多く、保育経験もある。

(構成員) 今まで高齢者等福祉事業をしてきたと思うが、母子寮は母親へのケアが大事となる。

(応募団体) 法人も変わり職員も変わるとなると入所者の不安につながる。現在の施設では入所者を交えたカンファレンス、プラン作りを年2回行っている。母子寮でもしっかり運営してサポートしていきたい。

(構成員) 母子寮は養護老人ホームとは違うという点をしっかり意識してもらいたい。また、緊急一時保護になると、県外や市外に連れて行かないといけなこともある。そのあたりを考えられる支援員となってもらいたい。

(応募団体) 市外から入所する方も多いと聞いている。生活面や居住場所についても不安を感じていると思う。しっかりケアして支援していきたいと考えている。

- (構成員) 人員配置計画書の中の心理療法担当職員の配置を予定しているが、心理担当をする職員については法律上も曖昧だが、基本的には大学で心理学を卒業した者との位置づけになっているが、カウンセラー２級は民間団体の養成講座で学べば取れる資格と社会的には位置づけられている。新規の国家資格ができており、高度な知識と技術が必要な、より難しい心理的行為に対応が必要となるため、条件を厳しめに設定した方が良いのではないかと思う。
- (応募団体) 入所者との関係性が変わるのを避けるため、予定としては現在担当しているカウンセラーに継続してお願いしたいと考えている。その方がカウンセラー２級だったと思うが、今のご意見をいただきながら今後検討してまいりたい。当初は入所者との関係上、嘱託医と心理療法担当は変えないでいこうと考えている。
- また、当法人の職員の中にも産業医の医者がおり老人保健施設もあるため、打ち合わせしてまいりたい。
- (構成員) 安全面について、物理的なセキュリティー面と個人情報の管理についてはどう考えているか。母子寮は外に絶対漏れてはならない情報。そのあたりの危機管理をどのように考えているか。
- (応募団体) 個人情報については、提案書２（６）に記載しているが、委員の指摘を鑑みて、今後とも十分プライバシー保護、個人情報管理については徹底していきたい。
- (事務局) 事務局から施設の物理的な安全面について補足させていただく。小倉母子寮、八幡母子寮について、数年前に自動ドアを設置し、カメラとインターフォンで来所者を確認してロックを解除するシステムを導入した。
- (構成員) 法人の決算書を見ると人件費が大幅に増加している。法人全体として財政状況が人件費で圧迫される可能性があると思われるが、人件費の推移をどう見ているか。
- (応募団体) 人件費金額が上がったのは介護給付金の額がすごく高くなっていることが大きな原因である。膨らんでいるように見えるが、実質はそんなにはない。見方によっては増えて見える。
- 母子寮の措置費は人勸によってスライドするが、市としっかり打ち合わせをしていきたい。
- (構成員) 服務規程の中にハラスメントに関する規定があった。職員間のハラスメントについては規定されているが、利用者との関係でのハラスメント規定が盛り込まれるといいと感じた。
- (応募団体) 現在のハラスメント規定は管理規定のようなものである。母子寮のハラスメント規定については、職員の心得として強化してしっかり作っていかないといけないと考えている。

- 質疑応答終了。応募団体退席。
- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入。
- 合計得点集計・発表し、提案についての意見交換及び評価、総合的な所見を発表。

〔総合的な所見〕

- ・ 初めての母子寮の指定管理であり、入所者のケアの厳しさに対応できるか不安はあるが、現在のスタッフが残ることで、現在の支援内容が踏襲されるかと思う。
- ・ これまで法人が実施してきた、高齢者や障がい者のケアとは異なる分野を受け持つことになり大変だろうと思われるが、がんばってもらいたいと期待している。
- ・ 母子寮運営の実績がないので、市がきめ細かにフォローしてもらいたい。
- ・ これまでの高齢施設の管理・運営の実績は信頼できる。現在の母子寮のスタッフの知識や経験値をどれだけ活用していけるかが、今後のポイントとなると思われる。
- ・ 以上のことを踏まえて、指定管理者として、市の要求水準を満たしており、一定の能力を有している。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立八幡母子寮

施設内容：①施設概要

敷地面積 (2,900.39 m²)、延床面積 (3,452.67 m²)

母子室55室、緊急一時保護室5室、学習室、集会室、保育室、相談室、静養室、事務室、宿直室等、駐車場

②事業内容

入所者の自立支援に関する業務（生活指導、就労指導、相談援助、健全育成）、退所者の相談援助、緊急一時保護事業、施設の管理に関する業務（庶務事務、維持管理業務）、その他の業務（事業計画等）

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人八幡民生事業協会

所在地：北九州市八幡東区尾倉3丁目4番36号

主な業務内容：母子生活支援施設1か所、放課後児童クラブ2か所の管理・運營業務、駐車場の経営

2 指定の経緯

令和元年	8月13日～8月21日	募集要項配布
令和元年	8月21日	説明会の開催
令和元年	9月2日～9月17日	申請書及び事業計画書の受付
令和元年	10月1日	指定管理者検討会（ヒアリング）
令和元年	10月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

社会福祉法人等の団体で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人八幡民生事業協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・〔学識経験者〕 文屋 典子（西南女学院大学講師）
- ・〔有識者・婦人代表〕 平位 和子（北九州市母子寡婦福祉会顧問）
- ・〔有識者・市民代表〕 松尾 まゆみ（北九州市民生委員児童委員協議会
主任児童委員部会長）
- ・〔会計・経営分野〕 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所
公認会計士・税理士）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。 ② 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ③ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
社会福祉法人 八幡民生事業協会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	4	20
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	4	4	4	8
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	4	4	4	4	8
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	5	4	4	4	8
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	15	4	4	4	4	4	12
	(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	15	4	4	4	4	4	12
合 計	100	82	82	80	79	—	80	
地元団体に対する優遇措置（5点）							85	

(2) 検討会における主な意見

- ・八幡母子寮のような充実した施設で、母親が子どもを育てながら、自立に向けて仕事を見つけて生活していくのは、本当に心身のためにいいことだと思う。
- ・八幡母子寮に限った話ではないが、入所者数が減少傾向にあることは課題であり、できる範囲で今後もPRをしてもらいたい。
- ・現在、預かり保育を実施しているとのことだが、母親が病気の時などは、子どもの面倒を見るなどの支援をしっかりとお願いしたい。
- ・子どもが元気に生活できていれば、それだけで母親は安心できる。すぐる思いで母子寮にたどり着いた人と信頼関係を築きながら支援するにあたり、様々な苦勞をしながら長年にわたって運営している思いが伝わってきた。

(3) 検討会における検討結果

応募団体の提案から、長年の取組みにもとづく、安心感や安定感を感じるとともに、真に支援を必要としている母子家庭が入所して自立できるよう真摯に取り組んでいることが分かった。

その一方、今後の施設運営を見据えると、配置人員の高齢化、入所者の減少等の課題もあるが、母子家庭が安心して生活することができる施設にしたいという応募団体の思いは、高く評価できる。

以上のことから、応募団体について検討会で審査した結果、適性・有効性・効率性・適正性の全審査項目は評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人八幡民生事業協会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・平成17年度から長年にわたって指定管理者として、八幡母子寮の管理・運営を行っている実績から、施設の設置目的及び母子家庭の現状や必要な支援をよく理解しており、しっかりした運営方針に基づき、入所者の自立に向けた支援を行っている。
- ・施設長自らが、SEP（自尊感情回復プログラム。自己肯定感を回復するための学習トレーニング）を習得、実施するなど、入所者の自立に必要な就業に向けた支援に力を入れており、熱意が感じられる。
- ・母子生活支援施設を63年経営している実績があり、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の資格を有する職員について、配置基準を超えて配置している。
- ・入所者が退所した後も電話や来所にて、仕事や人間関係等に関する様々な生活上の相談を受け付けるなど、アフターケアに努めている。

8 提案額

- | | |
|--------|----------|
| ・令和2年度 | 72,233千円 |
| ・令和3年度 | 73,440千円 |
| ・令和4年度 | 74,861千円 |
| ・令和5年度 | 75,376千円 |
| ・令和6年度 | 76,625千円 |

提 案 概 要
(北九州市立八幡母子寮 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 八幡民生事業協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
① 理念 「安心と癒し、信頼の絆、自立の喜び」 ② 運営方針 ア 負いきれない問題を抱えた母子の心身の痛みを和らげ、安心して住める場を提供します。 イ 抱える問題を共に考え、解決に向け行動する中で信頼関係を醸成し、自立の意欲が持てるように、子どもには将来の希望が持てるように支援します。 ウ 自主性、主体性を尊重しつつ、共に自立に向けた計画を立て、積極的に支援します。
(2) 安定的な人的基盤や財産基盤
① 人的基盤 ア 最低基準を上回る人員及び経験豊富な職員の配置 イ チーム対応の充実及び関係機関との連携による総合的アプローチ ウ 地域住民の理解と協力及び役員会等によるガバナンスの強化 ② 財産基盤 保有財産は土地 576.9 m ² 、資産総額 127,203,847 円、保有土地を生かした収益事業（駐車場）を行っており、借入金は無く、健全財政を維持しています。
(3) 実績や経験など
① 昭和 31 年以來、母子寮運営に携わり、63 年の実績を有しています。 ② 類似事業として、昭和 48 年以來、放課後児童クラブの運営を行っており、現在「星の子放課後児童クラブ」、「木屋瀬放課後児童クラブ」の運営を市から受託しています。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
① 施設の利用率が約半分と、施設の機能（ハード面・ソフト面）が十分に活かされていない現状があります。入所の権限は福祉事務所にあるため、自助努力では限界がありますが、施設として生活しやすい環境を整えると共に、施設の役割・機能を周知し、入所増に努めます。 ② 施設の目的である母子世帯の自立促進に向けて自立支援計画を立て、関係機関と協働しながら効率的・効果的な支援を行います。 ③ 日々変化するニーズに柔軟に対応するため、問題意識を持ち、業務改善に取り組みます。
(2) 利用者の満足度
入所者が不安なく、安心・安全に生活できる環境を整備し、自立に向けてきめ細かいサポートを行います。また、意見・要望の反映、権利擁護を図り、適切な施設運営を行います。

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料
<ul style="list-style-type: none"> ① 指定管理料については、措置費を基本に、大規模施設に必要な維持管理費、サービス向上のための提案分などを加え、必要最小限の経費を計上しています。 ② 経費の執行に当たっては、経理規程に沿って、適正に行います。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
<ul style="list-style-type: none"> ① 収入については、入所状況による暫定定数で変動する仕組みとなっており、入所に関しては福祉事務所の措置によるものであるため、受動的経営となっています。 ② 支出については、必要最小限の経費を計上し、収支バランスを取るよう努力します。

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
<ul style="list-style-type: none"> ① 本法人が民生委員を中心として設立された特性に鑑み、ガバナンスの強化を図るため、主要理事及び母子寮施設長で構成する役員会を設置しています。また、法人の適正な運営を図るため理事会・評議員会を開催し、重要事項の協議を行っています。 ② きめ細かい支援の実施及び多様なニーズに対応できるように、最低基準以上の職員を確保しています。また、経験豊富な職員及び社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、専門的な支援を行います。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
<ul style="list-style-type: none"> ① 施設利用や行事参加については、一定ルールの下で平等な取扱をしています。 ② 安全対策については、ソフト面では個人情報の保護の徹底、ハード面ではセキュリティーの強化、施設内事故防止のための建物・設備・備品等の点検を行っています。 ③ 危機管理体制については、自衛消防隊の設置、防災計画・防災マニュアルの策定、月1回の避難訓練・防犯訓練の実施、交通安全、防犯教室の開催等を行っています。

提案額（千円）

令和2年度	72,233千円
令和3年度	73,440千円
令和4年度	74,861千円
令和5年度	75,376千円
令和6年度	76,625千円

北九州市立八幡母子寮 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和元年10月1日(火) 13:00~15:00
- 2 場 所 北九州市役所本庁舎 112会議室
- 3 出席者 (検討会構成員) 文屋典子構成員、平位和子構成員、
松尾まゆみ構成員、松木摩耶子構成員
(事務局) 子ども家庭局子育て支援課長、家庭支援係長、
子育て支援課担当職員

4 会議内容

○ 応募団体からの提案概要に対してヒアリング

- (構成員) 自尊心回復プログラムとはどのようなことを行っているのか。
- (応募団体) 母子寮の入所者は他人からの言動の受け止め方について、認知の歪みが見られるため、それを修正する学習や訓練をすることで、就業の継続や人間関係の安定等につながってくる。
- (構成員) 運営方針の説明のなかで、母子寮を必要とする母子が増えている状況の中、利用者が減少しているとの話があったが、その理由は把握しているか。
- (応募団体) 全国的に、母子寮が約240カ所あるなかで、全母子家庭の0.3%ほどしか利用されていないというのが実態であり、どこの施設も入所者数は減少傾向にある。はっきりとした理由は分からないが、入所者に対して母子寮について説明する際、入所者を管理する施設との誤解を与えてしまっているのかもしれない。また、インターネットなどで、入所すると携帯電話を持つことができないなど、誤った情報も出回っていることが考えられる。実際入所された方は、入ってよかったと言ってもらえている。
- (構成員) 入所者が減少するなかで、法人としても、今後の事業計画の見通しがしにくいということもあると思う。
- (応募団体) 我々としても地道に地域へ出て、施設の積極的な利用を呼び掛けている。また、市社協などの他の事業者と連携するなかで、専門性をPRしながらやっていきたいと思う。
- (構成員) 入所者の意見や要望を吸い上げる取組みとして、意見箱の設置などを行っているとのことだが、どのような意見が寄せられているか。
- (応募団体) 意見箱に入っていることはないが、定期的で開催している“母の会”において、施設周辺の騒音への対応など日常生活のなかでの様々な意見

が挙げられている。先日、入所者から、母の会とは別に自主的な集まりをやりたいとの意見も出された。そのような意見に対しても、できる限りの協力を行っていく予定。子どもたちとは、日常的に関わる中で常にコミュニケーションをとっている。

(構成員) 八幡母子寮は施設も新しく立派で、小倉母子寮とはまた異なった雰囲気である。施設で、母親が子どもを育てながら、自立に向けて仕事を見つけて生活していくのは、本当に心のためにいいことだと思う。入所者が少ないのは課題だが、できる限りPRをしていただきたい。また、入所者が病気の時などは子どもの面倒を見るなどの支援をしっかりとお願いしたい。

(応募団体) 全国の福祉事務所230ヶ所以上にパンフレットなどを送るなど、我々ができることはやっているので引き続きがんばってPRしていきたい。

(構成員) 母親からの意見や要望などはないとのことだが、子どもが元気に生活できていれば、それだけで母親は安心できるということもある。福祉事務所からの紹介の仕方、母子寮にたどり着く人、たどり着かない人がいたり、またすぎる思いで来た人のなかでも、信頼関係を築く難しさがあるなかで、様々な苦勞をしながら運営されているというが伝わってくる。

ちなみに、自尊感情プログラムはスーパーバイザーの方が何回くらい来るのか。

(応募団体) 今後の提案として、スーパーバイザーの方に来ていただけたらと思っ
てはいる。1年に一回、母子寮で取り組んだプログラムの成果を携えて、大阪で開催される研究会に出席し、スーパーバイザーからアドバイスを受けながら実践している。

(構成員) 心理分野における取組みが大事な施設だと思うが、人員配置計画表に書かれている「公認心理師」は国家資格を有しているのか。

(応募団体) そうである。

(構成員) 人員配置計画表をみると、60～80代と高齢の方もいらっしゃるが、今後5年間運営していく中で更に高齢化が進むと思われるが、どのように考えているのか。

(応募団体) 八幡母子寮では預かり保育を行っているが、最近では保育士の確保が困難である。そこで、母子寡婦福祉会に登録して、母親が病気や仕事で子どもの面倒をみられない時に、一定の研修を受けた支援員を派遣してもらっている。その支援員を母子寮の保育担当として計画表に記載している。したがって、計画表に記載されている方々がずっと勤務しているわけではない。

- 質疑応答終了。応募団体退席。
- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入。
- 合計得点集計・発表し、提案についての意見交換及び評価、総合的な所見を発表。

〔総合的な所見〕

- ・ 八幡母子寮は立地条件よく施設も新しい。本当に支援を必要としている母子家庭が入所できるように、応募団体が頑張っていることが分かった。
 - ・ これまでの応募団体の取組みや実績をみると、しっかりした、良い指定管理者であると感じた。
 - ・ 安心感、安定感を感じた。一方、今後の施設運営を見据え、配置人員の高齢化、入所者の減少等の課題もあり、レベルアップできる改善の余地はあると感じた。
 - ・ 長年携わっていると、マンネリになる場合もあると思われるが、母子家庭が安心して生活することができる施設にしたいという思いを感じることができ、高く評価できる。
 - ・ 一つ気になったのは、入所者から意見が出ないというところ。本当に満足していて意見がないのか、忙しくて意見を出すどころじゃないのか、見極めるためにも、もう少しじっくり意見を吸い上げることができる関りが必要かもしれないと感じた。苦情がないから大丈夫とは言えない。
- 事務局より、今後の指定管理者選定に関するスケジュールなどの説明を行い、検討会を終了した。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立玄海青年の家
所 在 地：北九州市若松区大字竹並126番地の2
建 設 年：昭和45年
敷地面積 22,331㎡
延床面積 4,683㎡
主な施設【宿泊室】 8人用×20室、8～50人用×7室
【研修室】 大研修室×1室、中研修室×1室、小研修室×3室
【その他】 体育館、多目的ホール、グラウンド、食堂、キャンプ場、
キャンプファイヤー場、野外炊飯場
業務内容：施設の管理運営業務、提案業務、その他業務

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体
所 在 地：小倉北区堺町一丁目6番15号
構成団体：太平ビルサービス(株)北九州支店・(有)カヌースクール九州
主な業務内容：
・太平ビルサービス(株)北九州支店：
建物の総合管理（清掃、設備、警備、サービス、環境衛生）
・(有)カヌースクール九州：
カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、
カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務

2 指定の経緯

令和元年	7月25日～	8月15日	募集要項の配布
令和元年	8月16日		募集説明会の開催
令和元年	8月23日～	9月6日	申請書及び事業計画書の受付
令和元年	9月25日		指定管理者検討会（ヒアリング）
令和元年	10月		指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ・ 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ・ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・ 募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること）
グループでの応募の場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表団体を定めて、上記の要件を、その代表団体に求める。
- ・ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：1団体（玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

- ・ [学識経験者]
村上 太郎（九州女子大学人間科学部 講師）
- ・ [地元市民代表]
古川 裕子（花房地区まちづくり協議会 会長）
- ・ [市民代表]
香山 陽子（北九州市PTA協議会 副会長）
- ・ [有識者]
中村 雄美子（特定非営利活動法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表理事）
- ・ [会計・経営分野]
松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所 所長）

5 選定基準

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) 玄海青年の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、または確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適格性	
【有効性】	
(1) 玄海青年の家の設置目的の達成に向けた取組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○受入れ事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○主催事業への取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利点を生かした提案であるか。 ○新たなプログラム開発のための研究や情報収集等の方策が十分考えられているか。 ○施設の利用者の増加のための実施可能な提案であるか。 ○施設の設置目的に応じた広報活動に関する効果的な提案であるか。
(2) 利用者の満足度	○利用者の満足が得られるよう考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう考えられているか。 ○サービスの質を維持、向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	○管理運営（指定管理業務）に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。 ○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、または確保の見込みがあるか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○他の青少年施設や学校及び地域との連携について考えられているか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が考えられているか。 ○利用者が平等、公平に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止等の安全対策や事故発生時の対応等が考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 玄海青年の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	3	5	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	3	4	3	3	3
	(3) 実績や経験	5	4	4	4	5	5	5	5
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 玄海青年の家の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	5	4	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	4	4	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	15	3	5	4	4	4	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	5	4	4	4	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制	10	3	4	4	5	4	4	8
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	10	4	5	4	4	3	4	8	
合計	100	63	95	79	83	78	—	80	
地元団体に対する優遇措置（3点）								83	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 基本方針に市が掲げているSDGsを取り入れたり、ユニバーサルデザインなどへの心がけは評価できる。
- ・ 若いスタッフの確保については、現状は手探り状態であり、苦慮していることが伺える。
- ・ 財政基盤に問題はないようである。
- ・ 実績や経験について、これまでの管理運営、他の施設も複数管理運営しているということでは申し分ない。
- ・ 少子化の中、幼児を対象としたプログラムにも取り組もうとする姿勢は非常に評価できる。
- ・ 子どもたちの健全育成については、本当に良く考えている印象を受ける。
- ・ 今後も多くの利用者へ提供できるプランや活動などに期待する。
- ・ 利用者増への広報など、更なる強化を期待する。
- ・ 地域の避難所になっており、危機管理体制として備蓄品も備えていることが確認できるなど安心した。

(3) 検討会における検討結果

これまでの実績や経験に加え、新たな取組みや更なる利便性の向上を目指す意識の高さ、積極的に地域との連携を図ろうとする姿勢などを踏まえて、市の要求水準を満たしており、指定管理者として十分な能力を有していると考えます。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 共同企業体である人的基盤や財政基盤の強みや利点を生かした管理運営が期待できる。
- ・ 本市の青少年健全育成施策について、専門知識や資格、経験を十分に有しており、同施設の管理に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 利用者のニーズに迅速かつ丁寧に対応しようとする姿勢が明確である。
- ・ 他に管理している青少年施設との相互協力により、効率的、安定的な人員体制を維持できる。

8 提案額

令和2年度	108,661千円
令和3年度	108,887千円
令和4年度	108,712千円
令和5年度	109,003千円
令和7年度	109,067千円

提 案 概 要

(北九州市立玄海青年の家 指定管理者)

団体名: 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体

1 指定管理者としての適性について

(1) 玄海青年の家の管理運営に対する理念、基本方針
<p>■本市の基本計画、青少年教育、環境保全政策を理解し、青年の家の設置目的に沿って青少年健全育成活動を推進します。</p> <p>■北九州市の青少年教育を推進していくため、共同企業体の5つの理念に基づき、指定管理を推進するため、指定管理業務テーマ「市民が集い、学び、交流し、新しい価値を創造する玄海青年の家」を掲げます。</p> <p>■指定管理業務を推進する5つの基本方針を掲げます 1. 利用者・利用団体の充実した活動、教育目標が達成できる施設づくり 2. 利用者・利用団体第一主義の施設づくり 3. 効率的、効果的なマネジメントの推進 4. 地域・他施設・団体との連携強化 5. 平等・安全・安心の施設づくり</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>■共同企業体は、青年の家管理を推進する有為な人材を有しています。また施設運営を支えるNPO、企業、教育団体、全国組織等とのネットワークを構築しています。</p> <p>■共同企業体を構成する2社は、毎年安定した経営利益を計上しており、共同企業体の財政基盤は良好かつ安定しています。</p>
(3) 実績や経験など
<p>■共同企業体は平成19年度より北九州市立玄海青年の家指定管理業務より、現在、かぐめよし少年自然の家(平成29年度)もじ少年自然の家(平成25年度)ユースステーション(平成28年度)の4施設を受託し、令和元年度から環境啓発施設 水環境館の管理運営をスタートしています。</p> <p>■共同企業体は類似施設の指定管理業務、委託業務の経験を多数有しています。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 玄海青年の家の設置目的の達成に向けた取組み
<p>■管理運営に関わる明確な目標設定とその適正な改善を行います。そのため、15 の管理運営方針と実施策(アクションプラン)を掲げます。</p> <p>■利用団体の教育目標を最優先にした公平平等利用に基づく受入れ事業を実施します。そのため、利用団体の情報を職員全員が共有、プログラムには適正な職員数を配置、引率者への指導協力を仰ぐ間接プログラムの導入、自主プログラムを有した団体の受入れを進めます。</p> <p>■新規主催事業「とんちよのりのようちえん」「親子でチャレンジ! 自然発見塾」を提案し、魅力的なプログラムを提供します。</p> <p>■プログラム開発は1. コミュニケーション能力の向上 2. 環境教育、3. 安全教育の3つの柱に体験学習法の手法を使い、教育的効果の高い魅力的なプログラムを開発します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ■青少年活動を通じて、本市が目標とする「SDGs」のゴールをめざした教育活動を推進します。 ■令和6年度利用者目標、延人数64,200人を目指し、施設管理手法を駆使して目標を達成します。 ■ホームページや紙媒体の広報能力を強化して閑散期の入所者増加を目指します。 ■利用者増加にむけての総合的な広報活動の強化、利用者の利便性の向上を目指し、スポーツ団体、自然教室利用小学校、近郊の市町村の小中学校、小集団の日帰り利用団体への利用促進を強化します。 ■広報宣伝力の強化のため、SNSを利用しリアルタイムな情報発信を行い、利用者への様々な施設利用に関する情報提供を推進します。
<p>(2) 利用者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利用者の声を施設管理に生かすため、アンケートや職員の聞き取り調査を行い、PDCAサイクルを用い速やかに施設管理の改善につなげます。 ■利用者からの苦情に対し、真摯な態度で対応すると同時に、その苦情に対し速やかに謝罪・改善を実施します。そのため苦情解決マニュアルを策定します。 ■青年の家の利用者サービス向上を図るため、プログラム開発、施設整備、安全面に企業体の教育資材や車両の提供、また予算化による用具購入を行い、魅力的な施設を目指します。

【効率性】に関する取組み
<p>(1) 指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利用者サービスの向上と経費削減を両立させるべく、費用対効果の向上を目指します。 ■充実させる経費と削減を進める経費を明確にした経費運用を行います。 ■これまでの経費縮減実績に基づいたさまざまな施策により、効率的な運営を実現します。 ■共同企業体本部のバックアップにより、指定管理料だけでは実現できないサービスを提供します。 ■施設開設約50年を経過し建物・設備の老朽化が進んでおり、修繕費を充実させ施設の保全に注力して、安心して利用できる施設環境を整えます。 ■職員の給与体系を手厚くし、ワークライフバランスに配慮することで、職員の生活の安定と優秀な人財の確保を進めます。人の安定はサービスの維持・向上に繋がります。 ■当共同企業体が管理する他の青少年施設職員との連携を進めて、効率的な運営を実現します。
<p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ■これまで当市の施設を管理してきた実績と、共同企業体を持つ豊富なデータから収支計画を立案しており、実現性の高い予算となっています。 ■各種規定による厳格な予算執行体制を実施し、適正な運営を行います。 ■北九州市が定める管理規定を正しく理解して適正な施設利用料を収受し、その取扱いに特段の注意を払います。 ■正確な計数管理と多重チェック体制の構築により運営状況を的確に把握して、スピーディーな運営に繋がります。 ■新たに自動販売機事業を自主事業で実施し、そこから出た収益を指定管理業務へ充当し、指定管理料の補完することで、施設運営に役立てます。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

- 職員体制を 13 ポストとし、施設運営を行います。また必要に応じて、企業体からの人員派遣も行い安全安心、魅力的なサービスの提供を目指します。
- 職員は施設の管理能力を有した人材を配置します。青少年施設運営に習熟した現在の職員を継続雇用することで、第4期指定管理業務も安定した管理が可能です。
- 職員の資質向上のため、計画的、定期的に研修を行います。全職員が身につけるべき研修目標、取得すべき資格を明確にして職員研修を実施します。
- 地域との連携については、特に施設周辺の住民へ教育活動の協力を仰ぎます。そのため、地域の環境整備や保全活動へ、施設職員を派遣します。
- 第4期指定管理期間中も、玄海の家運営協議会へ地域の方、有識者、教育団体、NPO法人の方を招聘し魅力的な施設づくりへ参画して頂きます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- 北九州市個人情報保護条例を遵守した個人情報保護に対する具体的な取り扱いを行います。
個人情報は、職員研修を実施し取り扱いマニュアルに沿って管理します。
- 利用者利用団体へ公平で平等なサービス提供に向けた二つの基本方針を掲げ、人権尊重のための職員研修を継続します。
- 障害者基本計画、障害者差別解消法を理解し、不当な差別扱いの禁止、合理的配慮の提供を遵守し徹底します。
- 福岡県暴力団排除条例等の関連法令に基づき、公の施設から、暴力団の利益となる利用を排除、また利用拒否を徹底します。
- 危機管理については日常業務の安全管理をはじめ、プログラム提供時、施設整備、職員トレーニング、食中毒、病気対策等に対応するマニュアルを遵守し、安全大会や日々の会議、また職員研修を実施、確実にリスクマネジメントを実施します。
- 事故発生時の緊急対応マニュアルを作成し、利用者の安全を優先的に確保すると同時に、リスク低減対策、回避行動を迅速に行います。また事故の原因を究明し、事故の再発防止に努めます。
- 北九州市地域防災計画に基づき、防災時のための対応策は職員研修を徹底し、非常時にスムーズな対応ができるように訓練します。また迅速に対応できるようマニュアルの整備を常に改訂します。
- 青年の家は本市の予定避難所の指定施設であり、災害時に地域住民受入れを行うためのマニュアル作成を行います。また、市が警戒態勢を発動した場合は宿直職員を配置し、地域住民の安全を確保します。

提案額(千円)

令和2年度	108,661千円
令和3年度	108,887千円
令和4年度	108,712千円
令和5年度	109,003千円
令和6年度	109,067千円

北九州市立玄海青年の家 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和元9月25日(水) 10:00～11:30
- 2 場所 ウェルとばた3階 31会議室(戸畑区汐井町1番6号)
- 3 出席者 検討委員:村上委員、古川委員、香山委員、中村委員、
松木委員
事務局:子ども家庭局青少年課長、管理係長、担当職員
- 4 会議内容
 - 選定基準、採点上の注意事項等について事務局より説明
 - 座長の選出(村上委員)
 - 応募団体(玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体)から、提案概要に関してプレゼンテーション(提案書の内容について説明)
 - 応募団体との質疑応答
 - (委員) 利用者数の年度目標を毎年500人ずつ増やしているが、どういった見込みから、500人と設定しているのか。
 - (応募団体) 利用者数について、昨年度は過去最高の人数であった。しかし、昨年度から市内の中学校のふれあい合宿が2泊3日の必須ではなく、日帰りや実施しないなど、学校の裁量で選択できるようになった。このため、今後は利用者数を伸ばしていくことは非常に難しい状況にある。
しかし、市外の利用者の獲得など、様々な手法をとりながら、5年後の利用者数の目標を64,200人とし、その間は、毎年概ね500人ずつ増やすことを目標にしたいと考えている。
 - (委員) 職員の人材確保、特に若い層の定着について、給与体系の見直しや評価制度の取り入れ、職員への研修などを掲げているが、このほか、どのような工夫を考えているか。
 - (応募団体) これまでは、将来、教員を目指している若者がその前段階で社会教育施設で経験を積み、数年後に教員になっていくというケースが多かった。
しかし、近年は教員も人材不足ということもあってか、前段階での社会教育施設で働くといったケースが少なくなっている。そのため、民間の専門学校に声をかけるなど、人材を確保する工夫を行っている。
玄海青年の家は、利用料金制度を採用している指定管理ではないため、基本的に市からの指定管理料の中で運営を行うこととなっている。その中で職員の昇給などは考えていかなければならない。今回の市が定めた指定管理の募集要項では、人件費相当分の経費が上がったことから、職員の安定的な昇給など反映させながら、若い人材の定着を図っていき

いと考えている。

(委員) 「少年自然の家」と「青年の家」の形態に違いがあるのか。

(応募団体) 本市では、どちらも規律・共同・友愛・奉仕の4つの目標をかかげた社会教育施設という位置づけである。主に少年対象、青年対象で分かれてはいるが、基本的には同じである。

その中で、少年自然の家に関しては、直接指導、いわゆる利用団体に職員がついて、ともに活動するというスタイルが多い。一方、青年の家の場合は、利用団体の指導者の方が主となって活動するというケース、それぞれの青少年の家の決まりなどに沿って、指導者が教育しながら活動するという形で行うことが多い。

(委員) 他の青少年の家のことだが、過去に自然災害により迎いのバスが来れず、宿泊学習で利用していた子どもたちが帰れないという事態が起きた。食事形態が不安定な子どもたちもいたが、非常食などで対応できたと聞いている。玄海青年の家ではこういった事態への対策は考えているか。

(応募団体) 玄海青年の家では、昨年、初めて災害時に市民の方が避難に来られ、対応した。アレルギー対応など課題はあるが、非常食についてはあくまでもその場を凌ぐためのものであり、それらを活用して市の支援が来るまでの間を埋め合わせることが重要であると考えている。玄海青年の家でも、非常食、飲料水を備蓄するなどの対応をとっている。

(委員) 非常時のことについて、地元では、まずは市民センターを避難場所とし、より多くの避難者が出る場合は小学校という形になっている。玄海青年の家は宿泊施設なので、避難所には適切な施設であると感じたが、広報が少ないのか、地元住民でも知らなかった。今後は、互いに情報を交わしながら協力を図っていきたい。

(応募団体) 市の指定避難所となっているため、受入は可能である。避難所となっていることの情報については、ホームページなどにより、効果的に行っていきたいと考えている。

(委員) これまでは3社の共同企業体だったと思うが、今回から2社となった経緯について伺う。

(応募団体) 来年度以降、これまで環境教育を主としてきた構成企業だった1社がグループ企業の都合により脱退し、2社での運営を想定している。しかし、共同企業体ではないものの、今後も引き続き、環境教育などについては、協力企業として参画いただけることになっているため、これまでと変わらないサービスは提供できるものと考えている。

(委員) 施設自体が随分古くなっており、今後も修繕料などが増えていくことが考えられるが、どう対応するのか。

(青少年課長) 玄海青年の家は管理運営を指定管理者にお願いしているが、施設そのものは市の施設である。

施設の根幹に関わるような改修は、指定管理料とは別の予算で市が発注し、軽微な補修などは指定管理者にお願いしているという形態である。

(委員) 複数団体の活動が同じ時間帯に重ならないように何か工夫は考えているか。

(応募団体) 活動場所など限られた施設の中で、より多くの団体に満足していただけるよう、工夫を重ねてまいりたい。

(委員) 利用者の増加について、閑散期の対策として、新しいアイデアや企画などはあるか。

(応募団体) 閑散期にどうやって利用者を増やしていくかは、青少年施設の大きな課題である。新しいプログラムなどにより、新規の利用者を増やすことも大切だが、我々はリピーターを増やすことが最も重要だと考えている。例えば、近年は夕方からの体育館の利用が増えている。閑散期は比較的空いていることから、連続して体育館を利用できることもあり、練習にこられるような団体に使っていただけるようにしている。利用者数の大きなウェイトを占めているのが日帰り利用でもあるため、急遽の利用の申込があっても職員の対応をうまく行い、配置するということが工夫している点である。

(委員) 情報発信について、ホームページなどを確認したが、非常に固い印象を受ける。もう少し魅力のあるものにならないか。

(応募団体) ホームページなど、どのように改善していくか、真剣に取り組んでまいりたい。

○ 質疑応答終了。応募団体退席。

○ 委員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入。

○ 提案についての意見交換及び評価

(委員①)

- ・ 基本方針に市が掲げているSDGsを取り入れたり、ユニバーサルデザインなどの心がけは評価できた。
- ・ 危機管理体制も地域の避難所になっており、備蓄品も備えていることが確認できたりなど安心した。

(委員②)

- ・ 財政基盤に問題はないようである。
- ・ 人材の確保について、今後は若手の確保をどう工夫していくかをしっかり考えて欲しい。
- ・ 利用者増への広報など、更なる強化を期待する。
- ・ 今後の自然災害の際などでの役割に期待する。

(委員③)

- ・ 実績や経験について、これまでの管理運営、他の施設も複数管理運営しているということでは申し分ない。
- ・ 若いスタッフの確保については、現状は手探り状態であり、苦慮していることが伺えた。

- ・ 少子化の中、幼児を対象としたプログラムにも取り組もうとする姿勢は非常に評価できる。
- ・ 安全対策について、先ほどの質疑応答であったような自然災害により、利用者が帰れなくなった場合などのマニュアルがあれば良い。

(委員④)

- ・ 情報発信の不足感があり、ホームページの改善などにも期待する。
- ・ 利用者のさらなる満足感向上のため、現在、職員研修などは実施されているが、もう一つ工夫を期待する。
- ・ 子どもたちの健全育成については、本当に良く考えている印象を受けた。

(委員⑤)

- ・ これまでも適切に運営されており、実績は十分である。
- ・ 今後も多くの利用者へ提供できるプランや活動などに期待する。

○ **合計得点集計・発表し、検討会としての最終的な取りまとめ（総合的な所見）について協議。**

[総合的な所見]

- ・ これまでの実績や経験は十分ある。
- ・ 基本方針にSDGsやユニバーサルデザインなどを取り入れていることなどを評価する。
- ・ 地域の避難場所となり、緊急時の対応などについての意識が高い。
- ・ 若いスタッフなどの人材確保、職員の資質向上についてさらなる工夫を期待する。
- ・ より良い広報についても期待する。
- ・ 以上のことを踏まえて、指定管理者として、市の要求水準を満たしており、十分な能力を有している。

○ **事務局より、今後の指定管理者選定に関するスケジュールなどの説明を行い、検討会を終了した。**